

タブレット端末の家庭での活用について

東松島市教育委員会

日頃より、本市の教育行政につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、文部科学省では「1人1台タブレット端末は令和の学びのスタンダード」を実現するため、GIGAスクール構想により、児童生徒1人1台タブレット端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を推進しています。本市では、これを受け、市内すべての児童生徒に1人1台のタブレット端末を貸与し、授業での活用を進めております。

今後は、家庭学習での活用も図るため、まもなく始まる夏季休業前にタブレット端末を持ち帰ることとしています。

各家庭においては、タブレット端末でインターネットを利用した調べ学習やオンライン「タブレット・ドリル」など、またインターネットを利用せず、タブレット端末に搭載されたカメラ機能を用いて植物の観察記録、天体の定点観測などにも活用できます（活動例については裏面を御参照ください）。



なお、インターネットを用いた学習を行うためには、御家庭におけるWi-Fi等を利用した通信環境を整えていただくことが必要になります。現在、通信環境が整っていない場合には、以下のQRコードから別紙を御参照いただき、御相談がある場合は、各学校へ御連絡ください。

- タブレット端末の使い方（ルール）については、各学校から配付された資料をあらためてお子様と一緒に御確認ください。
- 家庭学習に必要な通信量の目安（タブレット・ドリル、インターネット等による調べ学習）
30分から1時間程度・・・月3GB（ギガバイト）程度
※動画視聴等の学習を行う場合には、3GB以上の通信料がかかる場合があります。
- 通信環境が整わない場合には、市教育委員会からWi-Fiモバイルルーターを貸与することが可能です。ただし、利用開始にあたっては、各家庭で携帯電話会社等との契約が必要です。
なお、タブレット端末の利用に係る通信費については、御家庭の負担となります。

<授業での活用（例）>

日常の授業では、教室でタブレット端末を活用しながら次のような学習を進めています。

（例1）国語科、外国語科（外国語活動）

- ・お互いのスピーチの録画と振り返り
- ・お互いの考えをシートに書き込み、画面で共有



【タブレット端末で調査】

（例2）社会科や総合的な学習の時間

- ・インターネットを利用した調べ学習
- ・発表（プレゼンテーション）資料の作成、発表

（例3）他校の児童生徒との交流

- ・同じ中学校区の小学校と中学校をオンラインで結び、「心あったかイートころ運動」や「デジタルメディア・コントロール」への取り組み方などについて話合っています。



【東松島市子ども未来サミットに向けた小・中学校オンライン会議】

<家庭での活用（例）>

例1：インターネットを利用した「タブレット・ドリル」の活用、NHK for schoolの視聴など

本市では「タブレット・ドリル」（小学生は算数、中学生は数学・英語）を学校でも家庭でも使用できるようにしています。

このタブレット・ドリルは、該当学年の問題だけではなく、小学生は1年生から6年生まで、中学生は1年生から3年生までの問題をすべて利用できるようになっており、これまでの学習を振り返りながら基礎・基本の学習の定着を図ることができます。

- ・インターネットを利用した調べ学習
- ・タブレット・ドリル
- ・学習動画等の視聴
- ・学校からの学習課題の配付、提出 等
- ・オンライン朝の会などによる健康観察
- ・担任や友達とのコミュニケーション

例2：カメラ機能を活用した観察・実験記録など

インターネットを使わず、タブレットに搭載された機能を使って学習を進めることができます。

- ・植物の生長観察記録
- ・月や星の定点観測記録
- ・雲の動きの動画記録
- ・調べたことを表にまとめる（スプレッドシートを活用）
- ・調べたことを図でまとめる（スライドを使用） など

（お問い合わせ） 東松島市教育委員会教育部教育総務課教育総務係

82-1111（内線：1293）